

Dār al-Fīl のワクフ訴訟について

愛宕 あもり

はじめに

ウマイヤ朝・アッバース朝時代のワクフに関する記述は、資料に散見するにとどまり、その実態を知ることは困難である。しかし、9世紀半ばに、Hilal al-Ra'y や al-Khaṣṣāf が、相次いで『ワクフ規則の書』を著したことは、ワクフ制の広まりの証左であり、そこで論じられているテーマは、彼ら及び彼ら以前の時代のワクフを知る上で、豊富な材料を提供している。

ウマイヤ朝末期、エジプトでは、ワクフのためのディーワーン(dīwān)が、カーディー(qadī)の下に設置された。アッバース朝に入ると、ワクフの管理化がすすみ、カーディーによって任命されるワクフ専任の役人も出現した [Kindī: 346, 361, 364, 383, 418-20, 424, 444, 450, 468]。バスラにおいても、カリフ al-Mahdī (158-169/775-785 年在位)によって任命されたカーディーが、ワクフの目録を作成しており [Waktī: II 125], al-Khaṣṣāf の記述からも、当時のイラクのカーディーたちが、彼らの監督下に置かれる以前の古いワクフ証書の整理に追われている様子を知ることができる [Khaṣṣāf: 134]。とはいえ、ワクフの具体的な資料はほとんど無く、初期のワクフの状態は、あまり明らかでない¹⁾。

本稿は、イスラム暦1世紀末にワクフ物件とされた屋敷をめぐる訴訟を手がかりに、当時のワクフの問題点を指摘しようとするものである。

1) 現在のところ最も古いワクフ文書は、ファイユームで発見されたイスラム暦3世紀中頃のパピルス文書である。ファイユームの商人の兄弟(姉妹も含む)3人が、彼らの所有下にあった家をワクフとし、設定者の彼ら自ら及び彼らの子孫を受益者としている。Yusuf Ragib, *Marchands d'Étoffes du Fayyum au III^e/IX^e Siècle*, I, Le Caire, 1982, pp. 36-45.

I

ここでとりあげようとするワクフ訴訟は、どのような訴訟であるのか。その概略を記すために、エジプトのカーディー列伝を著した al-Kindī (350/961年没) の *Kitāb al-Qudā* から、該当箇所を引用してみよう [Kindī: 474-75]。

Maslama b. Mukhallad al-Anṣarī のマウラー Abū ‘Uthmān の屋敷であった Dar al-Fil (象の館) に関して、エジプトの多くのカーディーたちが裁判を行なった。その中に、Tawba と al-Mufaḍḍal と al-‘Umarī と Hārūn が含まれていた。Hārūn b. ‘Abd Allah は、娘の子 (banū al-banāt) は子孫 (‘aqib) から除外される、として、この屋敷についての判決を下した。しかるに、Muḥammad b. Abī al-Layth がカーディーのとき、彼は Hārūn の判決を取り消し、その屋敷の一部を al-Sa’ih 家の者たちに引き渡した。al-Ḥarith がカーディーのとき、彼はその家敷についての Ibn Abī al-Layth の判決を取り消し、al-Sa’ih 家の者たちをそこから追い出した。そこで、Ishāq b. Ibrāhīm b. al-Sa’ih は al-Mutawakkil のもとに出向き、al-Ḥarith b. Miskīn を訴え、彼の取り調べを訴願し、彼の下した判決書をイラクに提出した。al-Mutawakkil は法学者たちの召集を命じた。法学者たちは彼の判決書を審査し、彼の誤審であると断じた。彼らは、彼らの理論で、彼の判決を論じた。彼の判決書を調べた法学者たちは、クーファ学派の人々であった。しかし、al-Ḥarith は、メディナ学派の考えに基づいて判決を下した。

以上のように、al-Kindī の記事は、一軒の家の権利をめぐる争いで、相反する判決が何度か出されたことを述べているが、簡略にすぎて理解し難い点がある。しかし、幸いなことに、al-‘Asqalānī (852/1449年没) の *Raf‘ al-Iṣr ‘an Qudā Miṣr* には、前記の著書に載せられていない al-Kindī からの採録記事があり、かなり詳しくこの裁判の経過を知ることができる。そこで、この al-‘Asqalānī の記事 [‘Asqalānī (i): 178-82, ‘Asqalānī (ii): 503-04] と前記引用の al-Kindī の記述に依拠して、今一度、裁判の経過をたどってみることにしよう。

al-‘Asqalānī の記事によれば、問題の屋敷は、実は、ワクフ物件であった。つまり、この Dar al-Fil と呼ばれた屋敷は、Abū ‘Uthmān²⁾ なる人物によって所有されていたのであるが、彼はこの屋敷を、フスタートに居た彼のマワーリーのために、イスラム暦93年(711-12年)、ワクフとしたのである。この日付は、彼のワクフ証書に記されてあった。Abū

2) ‘Asqalānī (i) の全文と、‘Asqalānī (ii) の文中の途中から、Abū ‘Uthaym となっている。

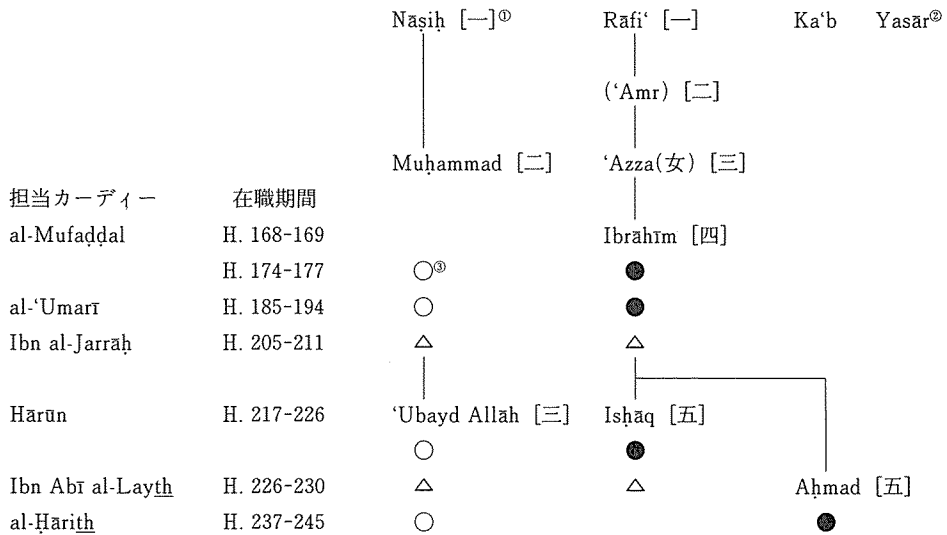
‘Uthmān について知り得ることは、Maslama b. Mukhallad のマウラーであったという以外、何もない。Maslama はウマイヤ朝カリフ Mu‘awiya(41-60/661-680年在位)によって、エジプト・イフリーキヤ両州の総督に任命され、次代カリフ Yazīd(60-64/680-83年在位)の治世にも、その職に在った人物である³⁾。また、Dar al-Fīl(象の館)の名称は、この屋敷が、フスタートの北にあった Fīl(象)池のほとりに建てられていたことに由来すると考えられる⁴⁾。彼によって指定された受益者を列挙すると、以下の如くである。

- (1) Abū ‘Uthmān のマウラーの Ka‘b b. Sulaymān と Nāṣiḥ と Yasār と Rafī‘。彼らの子(awlād-hum)。彼らの孫(awlād awlād-hum)。彼らの子孫の続く限り受益者となされる。男も女も均等の取り分を持つ。
- (2) (1)が絶えたとき、以下の(a)(b)両者に与えられる。
 - (a) 貧民。
 - (b)イ) ミスルに住む Sa‘ida 族⁵⁾の人々。
 - ロ) Abū Dujāna 家の或る階層に属する者たち。彼らは muṭawwi‘a⁶⁾にして Maslama のマウラーの男系親族(‘aṣaba)である。
 - ハ) ディーワーンの民で、アター(‘atā’)が200(ディルハム)に達しない者。200以上の者には権利がない。
- (3) (2)の(b)がミスルに居なくなったとき、貧民に与えられる。

以上のような受益者が指定されたこのワクフは、設定当初、(1)の条件に示された4人の

- 3) メディナの al-Khazraj 族の一氏族 Sa‘ida 族出身。預言者 Muḥammad の聖遷の年に生まれる [Hakam : 93]。アレキサンドリア征服に参加 [Hakam : 77-78]。‘Alī のカリフ就任の際、彼にバイアをせず [Ṭabarī : ser. I 3070]、エジプトの一村にて彼と敵対し [Ṭabarī : ser. I 3238, 3242, 3244-45, 3398-99]、ウマイヤ朝成立後、Mu‘awiya によって、エジプトとイフリーキヤ両州の総督に任命される。47/667年から62/682年在職。[Ṭabarī : ser. II 93-94, Baladhurī : IVA 124, 137]。在職中、コンスタンチノーブル遠征のため、海軍を派遣。62/682年没 [Kindt : 38-40]。
- 4) *al-Qāmus al-Jughrafiyy* によれば、al-Khiṭaṭ(I 161)や Ibn Duqmaq(I 11)に記されているイフシード朝の Kafur が買った同名の屋敷——これもワクフとされていた——とは別である [I 1-153]。
- 5) al-Khazraj 族の一氏族。注3)で述べたように、Maslama b. Mukhallad の出自は、この一族である。
- 6) ディーワーンに登録されない不正規の志願兵。

受益者がいた。しかし、117/735年以後の或る時以降⁷⁾、Naṣiḥ の息子 Muḥammad と Rafi' の孫娘 'Azza の 2 人が受益者となっていた。'Azza が死ぬと、彼女の息子すなわち al-Sa'iḥ 家の Ibrahīm b. 'Abd al-Ṣamad b. al-Sa'iḥ は、母が持っていたこの屋敷に対する権利の引き継ぎを、カーディー al-Mufaḍḍal に求めた⁸⁾。この Ibrahīm の訴を以て嚆矢とし、彼と Muḥammad、次いでそれぞれの息子の中で、70余年にわたって、訴訟が繰り返された。それらの結果を表にまとめると、次の如くである。



① 漢数字は世代を示し、縦に親子関係を示す。

② Ka'b と Yasār の子孫は絶えた。

③ ○印はワクフ物件を全部、△印は半分の権利を認められ、●は権利を剥奪されたことを示す。

7) 117年は、当該ワクフに関して、最初の裁判が行われた年である。イフリーキヤからフスタートに帰った男が、ワクフ設定者 Abu 'Uṭhman のマワーリーの一人として、受益者の権利を求めた。しかし、カーディー Tawba b. Namir(115-20/733-37年在職)は、彼の名がワクフ証書にないことから、彼の請求を却下した。この裁判は、その後問題となる一連の裁判とは、何ら関係ない。

8) 訴訟が起こされた年は不明であるが、al-Mufaḍḍal は、168年から169年(785-86年)と174年から177年(790-93年)の2回、カーディーに就任しており、いずれかの時期に提訴されたと思われる。

6回の裁判のうち、Ibrāhīm またはその息子の Iṣḥāq らの権利が認められたのは2回で、この場合、相手方の Muḥammad またはその息子の ‘Ubayd Allāh と、屋敷の権利が折半された。残りの4回は、Muḥammad 側が勝ち、彼らが屋敷の全権利を獲得した。最後の裁判は、カーディー al-Ḥarīth b. Miskīn⁹⁾のもとで行われ、al-Sa’īḥ 家の Ahmad が敗訴し、彼と彼の兄弟 Iṣḥāq の家族は、屋敷から追い出された。裁判のとき不在であった Iṣḥāq は、al-Ḥarīth の判決を不満とし、カリフ al-Mutawakkil (232-47/847-61年在位)に訴願した。そこで開かれたマザーリム裁判では、この判決が誤りとされ、al-Sa’īḥ 家の者たちの権利が認められた。そして、al-Ḥarīth はカーディー職を罷免された。245/859年のことであった。

さて、この裁判の争点であるが、資料に判決理由が述べられているのは、カーディー Harūn のそれのみで、彼は、「娘の子は子孫(‘aqib)から除外される [Kindī: 474, ‘Asqalanī (i): 179]」として、Iṣḥāq を受益者として認めなかった。つまり、Harūn の考えは、Iṣḥāq は女性である ‘Azza の孫息子であるから、初代受益者の Rafī’ の子孫にあらず、従って彼には受益者資格がないということになる。そこで、この訴訟の争点が、「娘の子」のワクフ受益者資格の有無をめぐる争いであったことが知れる。

表に示されているように、‘Azza の子または孫の権利を認めるかどうかは、担当のカーディーによって異なった。特徴的なことは、彼らの権利を認めた2人のカーディー及びマザーリム裁判の際の法学者が、クフア・ハナフィー派に属し、他のカーディーはすべてメディナ・マーリキー派に属していたことである。従って、これらカーディーの判決は、各々が属する当時の法学派の考えに基づいており、両学派は、「娘の子」のワクフ受益者資格について、法意見を異にしていたことが仮定される。

II

前記の仮定、つまりクフア・ハナフィー派とメディナ・マーリキー派の間では、ワクフ受益者として「娘の子」を認めるかどうかについて、相異なる意見を持っていた、という

9) マーリキー派の高名な法学者。218/832年エジプトの内乱終結後、カリフ al-Ma’mūn によって開かれたマザーリム法廷で、税務官の圧制を非難したため、232/846年までバグダードに監禁された。釈放後、カリフ al-Mutawakkil によってエジプトのカーディーに任命されたが、245/859年、Dar al-Fil の裁判のために罷免された。同年没。[Kindī: 467-75, ‘Asqalanī (i): 167-82, ‘Asqalanī (ii): 502-05, Wakf’: III 240-41]

仮定の下に、両学派の法学者の意見を検証しよう¹⁰⁾。

まず当時のエジプトに大きな影響力を持っていたメディナ学派¹¹⁾の法学者の意見を考えることにしよう。

Yaḥya b. Sa'īd(143/760年没)は、次のように述べている[Mudawwana: XV 103]。

自分の家の子(walad-hu)と孫(walad walad-hu)にハブス¹²⁾とする者があれば、その家は彼が定めたとおりとなる。[中略]娘の子(walad al-banāt)は、その家に対する権利を持たない。

Malik b. Anas(179/795年没)も、次のように述べている[Mudawwana: XV 103]。

男が、「この家を私の子(waladī)のためにハブスとする」と言った場合、娘の子(walad al-banāt)には何の権利もない。その家は彼の子(walad-hu)と彼の孫(walad walad-hu)の権利に属し、娘の子の権利に属さない。至福至大なる神は仰せられた。「おまえたちの子について、神はおまえたちにこう命じ給う。男の子は女の子2人の取り分に等しいものをとる(コーランIV-11)。」そこで人々は次のように合意した。実の娘が(死亡して)いない場合、遺産は娘の子に分与されない。遺産は息子の男女の子に分与

10) マーリキー派については、Sahnūn(240/854年没)によって編集された *al-Mudawwana al-Kubrā* を資料する[XV 98-III]。ハナフィー派については、al-Khaṣṣāf(261/874年没)の *Kitāb Aḥkām al-Awqāf* と Hilal(245/859年没)の *Kitāb Aḥkām al-Waqf* を使用する。Hilal は、バスラの法学者であるが、彼の時代、すでにハナフィー派は、バスラやターファといった古い地方的学派の段階をのりこえていたと言う[Schacht: 449]。概観するところ、両著に本質的な差異はないが、al-Khaṣṣāfの方が、現実を想定する上で、より具体的な例に富んでいるように思う。

11) 当時のエジプトは、メディナ学派の影響下にあり、カーディー職にも、メディナ学派の法学者もしくは地元人間が任命されるのが通例であった。たとえば、アッバース朝の初めから、この事件の al-Ḥarīth まで、23人のカーディーが任命されているが、そのうちハナフィー派のカーディーは、わずか5人にすぎない。彼らは、アッバース朝成立後、初めて、中央から送りこまれてきたのである。それ故、Abū-Ḥanīfa の法意見に従って、ワクフを無効とし、人々の怒りを買ったエジプト最初のハナフィー派カーディー Isma'īl b. al-Yasa'(164-67/741-44年在職)のように、地元の人々と齟齬を来すことも多かった[Kindī: 371-73, Ḥakam: 244]。

12) ḥabs 複数 aḥbās, ḥabs, ḥabs mawqūf, ṣadaqa mawqūfa, ṣadaqa muḥarrama mawqūfa, ṣadaqa muḥarrama, waqf 等の語義の変遷については、Schacht の論文を参照。訳出の場合は原典どおり「ハブス」とするが、訳出以外は「ワクフ」の語を使用する。

され、彼ら(息子の子)に優先する者が誰もいないとき、彼らは、彼らの優先者が排除する者を排除する。

このように、Yahya も Malik も、娘の子がワクフに対する権利を持たないことを言明している。Malik の場合は、彼がこの意見の根拠を、相続に関するメディナ学派の合意に置いたことを述べている。上記の彼の説では、メディナ学派には、「娘の子は、母方の祖父の遺産を相続できない」という合意があった。Malik は、この相続法からの類推をワクフに適用し、娘の子に受益者の資格を認めなかった。

Malik のこのような法学上のテクニックを別にして、メディナ学派の法意見の依って来たる所を考えるには、当時の慣習、家族の在り方を無視することはできない。しかし、文字として記されることのない慣習の世界を知ろうとするのは、ほとんど不可能である。ただ、僅かに表面に現れた二、三の例を拾いあげてみよう。

その一つは、カリフ 'Umar b. 'Abd al-'Azīz (99-101/717-720年在位)の逸話である。メディナの総督兼カーディーであった Abū Bakr b. Ḥazm (94-101/712-720年在職¹³⁾)の語るところによると、カリフ 'Umar は、メディナのワクフの現状調査を命じた。Ibn Ḥazm はいくつかの事例を書き送るとともに、ワクフから娘が排除されていることを嘆く 'Āisha のハディース¹⁴⁾を書き添えた。'Umar は、女性を排除しているワクフを取り消そうとしたが、その前に亡くなった [Mudawwana : XV 105-06, Khḥṣṣāf : 17]。Malik は、これに説明を付け加えて 'Umar が娘排除のワクフを取り消そうとしたのは、ワクフは息子と娘に与えられるべきだと、'Umar が考えていたからであると述べている [Mudawwana : XV 106]。この逸話は、'Umar 2 世当時、家族を対象とするワクフから、娘もしくは女性を排除しが

13) メディナの慣行は、Malik の法意見の材料となったが、その中で、Ibn Ḥazm の行為もよく引き合いに出されている [Wakr' : I 135-46]。

14) 預言者の妻 'Āisha のハディースは以下の如くである [Mudawwana : XV 106, Khḥṣṣāf : 17]。彼女 ('Āisha) は、人々の行うサダカ、及び父親達が自分の娘達をサダカから排除している事を語ったとき、次のように述べた。「私は、人々がサダカを行う際、今日においては、神が仰せ給うたお言葉以外の例を見たことがない。『また彼らは言う。これらの家畜の胎内のものは、もっぱら男達のためのものであり、女どもには禁じられている。だが死産の場合には、みな共にそれに与かる。』(コーラン VI-139.彼らとは、預言者の教えに従っていないアラブの多神教徒を指し、この神の言葉は、彼らを非難している。)父親が娘に立派なサダカを与えるとき、ほら、サダカから生じる豊かな収益は、彼女を潤している。だが、別の娘をごらん。彼女は赤貧にあえいでいる。なぜなら、彼女にはサダカが与えられていない。」

ちであったメディナの風潮を物語っていると言えなくもない。

Dār al-Fīl のワクフ設定時期に比較的近いと考えられる或るワクフの条件の中にも、男系親族優先の考えがあらわれている。そのワクフ物件は Dār al-Silsila と呼ばれた屋敷で、フスタートにあった [Ḥakam : 135-36]。

al-Ḥarath b. al-‘Ala¹⁵⁾ (ワクフ設定者)は、彼の最近親族(al-aq‘ad)のために、屋敷をハブスとした。最近親族は、男から成り、女を含めず、彼らの子孫が続く限り、与えられるものとした。それぞれの世代は、次に続く世代に優先する。男たちがすべて絶えたとき、その屋敷は、彼の血族の女たちに与えられる。女たちが絶えたとき、屋敷と付属の浴場と Abū Qushash 丘は、三分割される。そのうち $\frac{1}{3}$ は神の道のために、 $\frac{1}{3}$ は貧しい人々のために、 $\frac{1}{3}$ は、彼のマワーリー及び彼の子のマワーリーと、これらのマワーリーの子に、子孫が続く限り、永遠に与えられる。ただし、この場合、屋敷の修理費と、そして屋敷の番人たちがもし居るならば、彼らの手当が差し引かれる。マワーリーがすべて絶えたとき、この屋敷の管理人の指示に従って、フスタートと預言者の町の貧しい人々に与えられる。

このワクフでは、男性親族が絶えた後でしか、女性親族は受益者となることができない。

以上の二例から、一般的に、ワクフから女性を排除していた雰囲気を感じ取られるが、娘については、必ずしもそうとは言えないように思われる。現に、Dār al-Fīl のワクフでは、女性である ‘Azza が受益者となっていた。そして、彼女が受益者であることは、何も問題にされていない。彼女は、自分の取り分として屋敷の $\frac{1}{2}$ の権利を得ていた。つまり、当時、受益者として残っていたのは2家族で、それぞれが半分づつの権利を持っていたのであるから、その1家族分の全権利を、彼女が持っていたのである。また、法学者の Yahya は、
自分の家を、自分の子のために、ハブスとする者があれば、その家は、彼の子、彼の孫に、男女を問わず与えられる。

と述べ [Mudawwana : XV 103], 娘や孫娘を受益者として認めている。Malik については、彼の明言はないが、先述の ‘Umar 2 世の逸話に対する彼の解説や、彼が引用したメディ

15) 彼の従兄弟 ‘Umar b. ‘Alī の全遺産を、彼が相続したとき、彼は、その中の Dār al-Silsila をワクフとした。設定時期は不明。しかし、彼は、父親と共に、エジプト征服に参加しており、また、‘Umar b. ‘Alī は、カリフ ‘Abd al-Malik (65-86/685-705年在位)の時代に、官職を得ていた [Ḥakam : 135-36, 318]。以上の点から、このワクフの設定時期は、Dār al-Fīl のそれと、それほど離れていないであろう。

ナの相続法から、おそらく彼も Yahya と同様の考えを持っていたと思われる。時代は少しあとになるが、以下に述べるように、法学者 al-Shafi'i (204/820年没)のワクフ証書にも同様のことが述べられ、息子、娘に、収益が均等に分けられている。イラクのハナフィー派でも、息子、娘を問わず、子の頭数に応じて、均等に分けられる、としている [Khaṣṣaf : 27, Hilal : 40]。

さて、al-Shafi'iは、*Kitab al-Umm* の中にワクフ証書を残しており¹⁶⁾ [Umm : III 281-83]、この中で彼が指定した受益者を、要約して列挙すると、次のとおりである¹⁷⁾。なお、ワクフの対象物件は、フスタートにあった屋敷である。

- (1) 私(設定者)の実子(waladr li-ṣulbī)。現在生きている者も将来生まれてくる者も、老若男女を問わず、私の家での居住とそこからの収益が均等に分けられる。
- (2) 私の娘が結婚した場合、彼女は権利を失う。彼女の持ち分は、彼女を除いた私の子に帰す。

娘が夫の死亡または離婚によって戻った場合、彼女の権利は回復される。

- (3) 私の実子のうち、死ぬ者があれば、その者の権利は、残りの私の子に帰す。
- (4) 私の実子が全員死亡した場合、私の実の息子の子(walad waladr al-dhukūr li-ṣulbī)に与えられる。

私の子孫でない娘の子(walad al-banāt min ghayr waladr)は、権利を持たない。

私の実の息子の子は、男女を問わず、権利を持つ。彼らには、私の子に付けた(1)・(2)・(3)と同様の条件が付けられる。

- (5) 私の孫が全員死亡した場合、私の血筋をひく曾孫に与えられる。この世代の者にも、私の子と孫に付けた(1)・(2)・(3)・(4)の条件が付けられる。

16) これは、*Kitab al-Umm* の中で、ワクフについて述べられた項目において、ワクフ証書の見本として挙げられたものである。設定者の名前、日付、物件の位置など、それぞれの箇處を適宜書き込む形式になっている。al-Shafi'iは、死の前年、メッカにあった彼の2軒の家を、息子へのワクフとしている [Umm : VI 179-80]。この証書も、おそらく、同時期に、彼が持っていたフスタートの家を、ワクフとするために作成した証書であったろう。なお、彼のエジプトでの死亡は、ハナフィー派のカーディー Ibn al-Jarraḥ が、その職に就く一年前であった。

17) al-Shafi'iは、法学的方法論において、クーファやメディーナ等の前法学派に激しく挑戦したが、個々の法については、出身母体のメディーナ学派の影響を強く受けていると言う。Schacht, J., *The Origins of Muhammadan Jurisprudence*, Oxford, 1950 参照。

かくして、私の子孫が続く限り、与えられる。

- (6) 世代の順位が守られなければならない。先の世代の者が一人でも生きているうちは、次の世代の者には与えられない¹⁸⁾。
- (7) 私の娘の子孫は、受益者としての権利を持たないが、彼らが私の息子の子孫である場合には、彼らは有資格者となる。それは彼らの父方に依拠してのことで、母方によってではない。
- (8) 以上の者が絶えた場合、私の父方、母方の血縁のうち、貧しい者たちに、男女、遠縁、近縁の区別なく、与えられる。
- (9) (8)の者が絶えた場合、私及び私の父祖が解放したマワーリー、彼らの子、孫に、彼らの子孫が続く限り、与えられる。老若男女を問わず、彼らの血筋をたどることによって、私及び私の父祖との保護関係につながる者は、等しく与えられる。
- (10) (9)の者が絶えた場合、この家のそばを通るイスラム教徒の戦士、放浪者、この家の近くに住む貧しい人々、その他のフスタートの貧しい人々に与えられる。
- (1)にあるように、娘も息子同様、子として平等の権利を持っている。しかし、(2)で挙げたように、婚姻中の娘は、受益者の権利を失う。‘Azza の場合、どうであったのだろうか。彼女は、確かに受益者であったが、寡婦であったのか、夫が居たのかは不明である。

注目すべきは、(4)の条件で、ここには、娘の子の除外が、はっきりと述べられている。その理由は、彼らが自らの子孫でないからである。子や孫のために設定されたワクフは、父系をたどることによって設定者に繋がる者のみに与えられる、と al-Shafi‘i は考えていた。彼の考えは、カーディー Hārūn の判決理由と全く同じである。子孫を指して、al-

18) 受益者として、子、孫等の子孫が指定されたとき、先の世代を優先させる考え方は、前述の Dar al-Silsila の場合にもあらわれている。つまり、子は孫に先立ち、子がいる限り、孫には受益者の権利がない。このことは、Yahya b. Sa‘id や Malik らのメディナ学派の法意見でもある [Mudawwana: XV 103]。ところが、ハナフィー派の al-Khāṣṣaf の意見は、次のようである。「子と孫と曾孫に…」と、各々の語が、wa の接続詞でつながれている場合には、ワクフ収益は、分配時点で存在する者全員に、子も孫もあるいは曾孫にも、頭数に応じて分けられる。しかし、「子次いで孫次いで曾孫に……」と *thumma* でつながれるか、又は wa でつながれていても、先行世代の優先が条件づけられている場合は、世代の順位に応じて先の世代が優先され、先行世代の者が誰もいなくなったときにのみ、次の世代の者が受益者となることができる [Khāṣṣaf: 27, 28, 29, 71, 72, 75]。

Shafi'i によって使われた walad の語も、また Harun によって使われた 'aqib の語も、いずれも男系直系卑属を意味して使われたのは明らかである¹⁹⁾。同様の用法は、Malik の「孫」の用法にも見られる。先に引用した彼の意見、即ち、娘の子の権利を否認した意見の中で、彼は、「孫」の語を、「息子の子」の意味で使っている。彼においては、「孫」と「息子の子」は同義語であった。彼らのこうした用法は、父系的家族社会の反映であることは、明らかであろう。

娘の子の権利が認められなかったのは、それが当時の家族の枠から外れてしまうものであったからである。娘の場合は、たとえ彼女にワクフを与えたにしろ、また結婚によって資格の有無がどうなれ、少くとも彼女の死亡によって、彼女の持ち分が、彼女の兄弟なり、彼女の甥姪なりに戻りさえすれば問題はない。ところが、娘の子の場合は、そうは行かない。彼らは、別の家族の一員なのである。財産の散佚の点からも認め難いことであった。

こうして、メディナ学派の学説は、男系子孫のみを自らの子孫とみなした社会が、当然の帰結として導き出した娘の子の排除の慣習と一致するものであった。

さて、ハナフィー派の考えはどうであろうか。al-Khaṣṣaf(261/874年没)は、次のような問答の中で、彼の考えを述べている [Khaṣṣaf : 28, 72, 95]。

問：男が、彼の土地を、至高至大なる神のために、彼の子、孫、曾孫に、子孫の続く限り、永遠に、ワクフ(ṣadaqa mawqūfa)として与えることを定め、ワクフ証書に記された条件のとおり、彼らの間での分配がなされることを定め、次いで、彼らの絶えた後、貧民に与えることを定めたとき、娘の子は、息子の子とともに、このワクフの収益を得るのか。

答：得る。娘の子はワクフの受益者に入る。たとえ、次々と世代が下がろうとも。彼ら(娘の子)は、息子の子と(ワクフ収益を得ることにおいて)平等である。

al-Khaṣṣaf は、娘の子の受益者としての権利を、息子の子と等しく認めている。

Hilal al-Ra'y(245/859年没)も、彼と同様の考えを持っていた [Hilal : 40, 46]。

しかしながら、ハナフィー派の法学者たちが、最初から、al-Khaṣṣaf や Hilal のような考えを持っていたかという点、必ずしもそうでないようである。たとえば、以下のような

19) al-Khaṣṣaf は「子孫」を意味する nasl, dhurriyya, 'aqib の語を次のように定義している。nasl と dhurriyya は、同義語で、子、孫、曾孫、それ以下の直系卑属を指し、息子の子孫も娘の子孫も含んだ語である。これに対し、'aqib は、息子から生じる直系卑属のみを指し、娘の子孫を含まない。父方の血統をたどることによって、その祖にさかのぼる子孫を指す [Khaṣṣaf : 93-98]。

問がある [Khaṣṣāf : 28]。

問 : Abū Ḥanīfa や Abū Yūsuf の意見として伝えられているところによれば、彼らの意見は、「娘の子は、息子の子と共にワクフ収益に与ることはできない。収益は息子の子のものであって、娘の子のものでない。」というのではなかったか。

この間に答えるにあたって、al-Khaṣṣāf は、Abū Ḥanīfa (150/767年没) や Abū Yūsuf (182/798年没) のそのような意見を伝えている者を、一人として、自分は知らないと言ったあと、Abū Ḥanīfa の遺言についての次のような法意見を述べている [Khaṣṣāf : 72]。

財産の $\frac{1}{2}$ ²⁰⁾を子に与えることを遺言した男が死亡したとき、彼に実の息子と娘があれば、その $\frac{1}{2}$ は、彼らの数に応じて、息子と娘全員に分けられる。子が1人であれば、男であっても女であっても、それはその子のものである。彼に実子がなく、息子や娘から生まれた孫がいる場合、(遺産の) $\frac{1}{2}$ は、息子の子のものであって、娘の子のものでない。

この Abū Ḥanīfa の遺言についての法意見を述べたあと、al-Khaṣṣāf は先の間に次のように答えている。

我々の仲間たちが、ワクフを遺言と対比し、比較したことを考慮せよ。なぜなら、彼らがワクフについて述べていることがらは、両者を比較して得られた類推に基づいているのであるから。[Khaṣṣāf : 29]

彼ら(我々の仲間たち)の中で、ワクフを認めた者は、ワクフの扱いは、このような遺言の扱いと同じである、と言い、娘の子は、(ワクフに)入らない、と言った。[Khaṣṣāf : 72]

以上のことから、まず第一には、ハナフィー派内にワクフを合法と認める法学者と、不法として認めない法学者のいたことが知れる。第二には、合法と認める法学者の中に、遺言からの類推に基づいて、ワクフを考える法学者がいたことである。このグループの法学者は、前記の遺言による遺産相続の例に倣い、娘の子がワクフを受け取ることを認めなかった。al-Khaṣṣāf は、このグループに Abū Ḥanīfa や Abū Yūsuf が入ることを否定しているが、ともあれ、娘の子を受益者として認めない考えの人々が存在していたことは事実である。第三には、al-Khaṣṣāf も同意している意見の存在で、それについて、彼は次のように述べている [Khaṣṣāf : 72]。

20) Abū Ḥanīfa は、遺言によって処分のできる $\frac{1}{2}$ の遺産の範囲内でしか、ワクフを合法と認めなかった [Schacht : 450]。

Muḥammad b. al-Ḥasan は、「娘の子はワクフに入る」と言った。彼は、Malik に対する彼の反論の書の中で、このことを論証した。我々は、これがより良い意見であると考えている。

かくして、al-Khaṣṣaf や Hilal の意見は、Muḥammad b. al-Ḥasan al-Shaybānī(189/805年没)の考えに従った意見であることがわかる。しかも、al-Shaybānī の意見は、その後のハナフィー派の学説を決定づけたと考えられる。そこで、al-Shaybānī の意見を、彼の著 *Kitāb al-Ḥujja 'alā Ahl al-Madīna*²¹⁾ に求めよう。この著は、題名通り、メディナ学派批判の論争の書であるが、その中に、次のような議論が見出される [Ḥujja : III 56]。

Muḥammad(al-Shaybānī を指す)は言った。

Abū Ḥanīfa は、持家を、子と孫のためにハブスとした男について述べ、「そのハブスは許されない。」と言った。しかし、メディナの人々は、「これは許される。ただし、娘の子はそのハブスに何の権利も持たない。」と言った。

Muḥammad は言った。

ハブスを合法と認めた者の議論としては、これもまた誤りである。男が、「この私の家は、私の子(waladī)と私の孫(私の子の子 walad waladī)のためのハブスである。」と言ったとき、娘の子(walad al-banāt)は彼の孫(walad walad-hu)であるべきである。なぜなら、娘は彼の子であり、従って、彼女の子は彼の子の子であるから。あなたがたは、娘を彼の子として考えたか。

問われた人々は答えた。

そうだ。

彼は彼らに言った。

それならば、彼女の娘は、彼の娘の娘とは言われぬ。「娘は彼の子である」と主張する者であれば、「娘の娘は彼の孫である」と主張せねばならぬ。さもなくば、娘を彼の子とするべきでない。

al-Shaybānī は、ワクフを合法と考え、娘の子については、上記のように、その権利を認めた。彼の主張は、「孫」という語は、息子の子のみならず、娘の子をも含んだ語であるから、娘の子は息子の子と同様に、孫として、ワクフ収益を受け取る、というものであった。

Dar al-Fīl の裁判を担当したハナフィー派の Ibn al-Jarrah が、カーディーに就任した

21) *Kitāb al-Umm* 第7巻に、al-Shafi'ī は、この書からの抜粋を載せ、彼の批判を加えているが、ワクフについての部分は無い。

のは、al-Shaybānī の没後 6 年のことであり、彼がハナフィー派内での al-Shaybānī グループの意見に従ったことは明らかである。その上、カリフ al-Mutawakkil によって召集された法学者たちが、娘の子の権利を認めたことは、既に、この頃までに、al-Shaybānī の意見が、ハナフィー派の主流となっていたことを明白に物語っている。

娘の子の権利の否認よりも、是認の意見が主流となった要因は何であるのか、現在の筆者の能力を超えた問題である。ただ、al-Shaybānī や al-Khaṣṣāf らの法学者の主張から読み取れるのは、彼らが用語法に厳密な注意を払っていたこと、そして用語に何らの曖昧さもないとき、その用語を表示した人の主観的な意志、もしくは、当時の慣習と異なる結果が導き出されようとも、文言中心で問題を解釈しようとした態度である。

III

Dār al-Fīl のワクフ設定者が総督 Maslama のマワーリーであること、そして彼からワクフを与えられた 4 人の受益者が彼のマワーリーであることは、興味の引かれるところである。しかし、残念なことに、いずれもどのような類のマワーリーであったのか不明である。マワーリーが、ワクフの受益者に指定されることは、別段珍しいことではないようである。Hilal や al-Khaṣṣāf の書には、考察の対象として取りあげられている受益者の中に、マワーリーも含まれている。マワーリーが、アラブの保護者の世帯に吸収されていく過程の中で、ワクフが必要に応じて利用されたのであろう。Dār al-Fīl の受益者たちも、その一例である。

しかし、彼らのように、個々のワクフが本来の対象者として目している受益者として、それなりに生活の保障を得るマワーリーと別に、貧困さゆえに、ワクフ収益の分配に与るマワーリーもいる。ワクフの最終的な受益者は、不特定の貧民であるが、同じく救済の対象として、貧しい親戚、貧しい近所の人なども指定される。マワーリーも、この段階での受益者として指定される場合が多い。先述の Dār al-Silsila のワクフ然り。al-Shāfi'ī のワクフ証書も然り。さらに、Dār al-Fīl のワクフも然りである。

Dār al-Fīl の場合は、ワクフ設定条件の (2)(b) として既に挙げたように、Sa'ida 族の人々や、200 ディルハム以下のアターしか得ていないディーワーンの民とともに、「Abū Dujāna 家の或る階層に属する者たち。彼らは muṭawwi'a にして Maslama のマワーリーの男系親族である」人々が、受益者として指定されている。この Abū Dujāna 家とは何か。また、Abū Dujāna 家と Maslama のマワーリーあるいはマワーリーの親族は、どのような関係があるのか。設定者の Abū 'Uthman は、何故これらの人々を指定したのか。

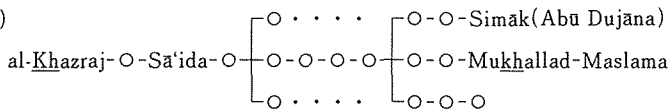
Maslama の出身部族である Sa'ida 族の系図を調べると, Abū Dujāna Simāk b. Aus b. Kharasha al-Sa'idī al-Anṣarī は, Maslama の父の又従兄弟にあたる [Caskel: I 187]²²⁾。そして Abū Dujāna 家と Maslama のマワーリーの関係を解く鍵は, Ibn 'Abd al-Ḥakam の次の一文にある [Ḥakam: 100]。

Maslama は, 男子を遺さずに死んだ。そこで, 彼の娘 'Umm Sahl は, 彼の 2 人の妻と, 彼の男系親族の Abū Dujāna の息子たちとともに, 彼の遺産を相続した。

これにより, 62年(681-682年)に Maslama が死亡したとき, 彼が息子を持っていなかったことが判明する。しかも, 男系親族の中で, 彼の相続人となったのは, 親等としてはかなり遠い Abū Dujāna の息子たちであった。以上の事実から, Maslama のマワーリー全員の保護権が, Abū Dujāna の息子たちに移ったことは, 明白である。ワクフ設定者の Abū 'Uthmān も, 当然これらのマワーリーの一人であったろう。93年(711-12年), 彼によってワクフ受益者に指定された「Abū Dujāna 家の或る階層に属する者たち」とは, このように, もとの主人の死亡によって, Abū Dujāna の息子たちに帰属したマワーリーの, その人々の男系親族であり, そして, Muṭawwi'a として, 無給の戦闘要員のグループを形成していた者たちであった。彼らと, 正規軍であっても, 200ディルハム以下のアターしか得ていないディーワーンの民は, ワクフによる救済の対象となる貧困者であった。

茲で想起されるのは, これら貧しい兵士たちのために使われた神の道に寄与される(fr Sabīl Allah)ワクフ, 即ち聖戦のためのワクフである。エジプトでは, 神の道のために使われるワクフ(aḥbās al-sabīl)は, カーディーが直接管理し, 毎年コプト月の abīb 月(ほぼ7月に相当)になると, ワクフ収益を集めるために, カーディーは徴収人を派遣した。徴収された収益は, エルアリーシュからマラーキヤ, ルービヤに至る海岸線の国境地帯に送られ, muṭawwi'a 及びディーワーンの民のうち貧しい者たちに支給された。これがいつから行われていたのか, 不明である。しかし, カリフ al-Amīn(193-98/809-13年在位)と al-

22)



Abū Dujāna は, 預言者 Muḥammad の時代, 勇名を馳せたアンサールの一人で, カリフ 'Umar のとき, ダスタバ, レイ, アゼルバイジャン方面の遠征軍を率いた。カリフ 'Uthmān の暗殺時には, サワードの徴税官であったとされている [Tabari: ser. i 1398, 1400, 2650-51, 2655, 2660-62, 3058]。

Ma'mūn(198-218/813-33年在位)の対立で生じた内乱の時代まで、実施されていたことは確かである[Kindr: 418-19]。

Dār al-Fīlの受益者に指定された muṭawwi'a や、200ディルハム以下のアター受給者のディーワーンの民の場合、単に貧困者のためのワクフというだけでなく、聖戦のためのワクフの系譜とも重なる部分があるように思われる。

おわりに

以上、Dār al-Fīlの裁判に関して、具体的に確認を求める作業を試みた。この裁判では、初代ワクフ受益者の孫娘の息子が、受益者としての権利を求めて提訴し、別の初代受益者の息子と争った。争ったということは、父系制社会の中の当時のエジプトの慣習において、娘の子が排除されていた事実と、その一方で、排除されるべきでないとする主張も一部にあった事実を証明している。娘の子に関するメディナ学派とイラク学派の意見の相違は、そのまま判決に影響し、裁判の結果は、何度か逆転された。ワクフ証書に指定された「孫」「子孫」を、慣習に従って男系直系の子孫と考えるメディナ学派と、表示形式を中心に解釈したイラク学派が、裁判の場で各々の考え方を鮮明にして、対立したケースであった。

また、マワーリーを受益者としたこのワクフは、ワクフがその時代、その時代の社会生活の上で果す役割を示唆していると言えよう。

参考文献

Caskel, W.

1966 *Ġamharat an-Nasab*, Leiden.

al-Balādhurī

1936, 1938 *Ansāb al-Ashraf*, Jerusalem.

Ibn 'Abd al-Ḥakam

1922 *Futūḥ Miṣr wa Akhbār-hā*, New Haven.

Ibn Ḥajar al-'Asqalānī

(i) 1957-61 *Raf' al-Iṣr 'an Quḍā Miṣr*, al-Qāhira.

(ii) 1912 al-Kindrの巻末に所収。

Hilāl al-Ra'y

1355H. *Kitāb Ahkām al-Waqf*, Hyderabad.

al-Khaṣṣāf

- 1904 *Kitāb Ahkām al-Awqāf*, al-Qāhira.
- al-Kindī
- 1912 *Kitāb al-Wulā wa Kitāb al-Qudā*, Leiden.
- Muḥammad Ramzī
- 1958 *al-Qāmūs al-Jughrāfiyy li-l-Bilād al-Miṣriyya*, al-Qāhira.
- Sahnūn
- 1323H. *al-Mudawwana al-Kubra*, al-Qāhira.
- Schacht, J.
- 1953 Early Doctrines on Waqf, *Mél. Köprülü*, 443-52, Istanbul.
- al-Shāfiʿī
- 1321-1325H. *Kitāb al-Umm*, Bulāq.
- al-Shaybānī, Muḥammad b. al-Ḥasan
- 1968-1969 *Kitāb al-Ḥujja ʿalā Ahl al-Madīna*, Hyderabad.
- al-Ṭabarī
- 1879-1901 *Taʾrīkh al-rusul wa-l-mulūk*, Leiden.
- Wakīʿ
- 1947 *Akhbār al-Qudā*, al-Qāhira.